

令和3年度  
税制改正に  
対応！

令和3年度版

# 最新企業会計と 法人税申告調整の実務

## 公認会計士による徹底解説

日本公認会計士協会 東京会 編

A5判 594頁 定価5,500円  
(本体5,000円+税10%)



### 本書の特長

- 令和3年度税制改正と最新の会計基準に対応！
- 法人税の申告調整実務について会計上・税務上の取扱いを詳細に解説！
- 企業の経理担当者や税理士・公認会計士の必携書！

### 本書の主な内容

- |   |  |  |
|---|--|--|
| <b>第1編 総論</b><br>第1章 制度改正の歴史<br>第2章 会計基準と申告調整 | <b>第3編 個別論点</b><br>第1章 組織再編税制<br>第2章 グループ関連税制<br>第3章 仮想通貨<br>第4章 外貨建取引<br>第5章 海外との取引<br>第6章 消費税<br>第7章 税効果会計<br>第8章 過年度遡及<br>第9章 欠損金の繰越控除及び繰戻し還付<br>第10章 修正申告及び更正・決定 | <b>第4編 令和3年度税制改正対応</b><br>第1章 DX (デジタルトランスフォーメーション) 投資促進税制<br>第2章 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制<br>第3章 株式対価M&Aを促進するための措置<br>第4章 中小企業事業再編投資損失準備金 |
|---|--|--|
- 付録 災害に関する税制



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 法人税の申告調整実務におけるポイントを最新改正まで徹底カバー！

第2章 確定申告の要点

## 4 自己株式（みなし配当）

### 1. 自己株式の取得

**ポイント**

- ・税務上、自己株式の取得を認めず、取得した段階で株主資本の払戻しと考え資本金等の額を控除する。
- ・また、原則としてみなし配当が生じ、自己株式取得会社と株主において、会計上と税務上の差異が生じる。

(1) 会計上の取扱い  
自己株式を取得した場合、取得原価をもって純資産の部株主資本から控除する（会社法17号、8）。

(2) 税務上の取扱い  
法人が自己株式を取得した場合には、原則としてみなし配当の対象となる（税法33⑤）。自己株式の取得の対価のうち、みなし配当部分については利益剰余金を減少させ、それ以外の部分の金額については、資本金等の額を減少させることにより、取得した自己株式を資産として計上しない（法令8①二、二一、法令9①）。また、自己株式の取得には、金融商品取引所の市場における購入等の一定の場合には、みなし配当の対象とならないが、場合であっても、取得対価を資本金等の額を減少させることにより、自己株式を資産として計上しない（法令23③、平成22年改正法附則14）。

(計算式)  
取得資本金額 = 自己株式を取得した直前の資本金等の金額 × 自己株式取得株数  
取得資本金額 - 自己株式を取得した直前の発行済株式の総数  
利益剰余金の減少（みなし配当） = 自己株式の取得対価 - 取得資本金額

236

第7章 納税

**設例1**

自己株式の取得の会計上及び税務上の取扱いについて教えてください。  
以下の条件によって、自己株式の取得を行いました。なお、当社は非上場です。

発行済株式総数：100千株  
発行法人が自己株式を1株100円で20千株取得  
資本金等の額：3,000千円

A. 会計上の仕訳

|          |       |          |       |
|----------|-------|----------|-------|
| (借) 自己株式 | 2,000 | (貸) 現金預金 | 1,715 |
|          |       | 預り金*     | 285   |

B. 税務上の仕訳

|           |       |          |       |
|-----------|-------|----------|-------|
| (借) 資本金等* | 600   | (貸) 現金預金 | 1,715 |
| 利益剰余金*    | 1,800 |          | 285   |

C. 申告調整の仕訳

|          |       |          |       |
|----------|-------|----------|-------|
| (借) 資本金等 | 600   | (貸) 自己株式 | 2,000 |
| 利益剰余金    | 1,800 |          |       |

\* 取得資本金額、3,000千円×20千株÷100千株=600

具体的な設例付きで、実務上の留意点が明快に把握できる！

DX、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制など、令和3年度の税制改正で創設された制度の重要論点についても解説！

第1章 DX(デジタルトランスフォーメーション) 投資促進税制

**Q** DX(デジタルトランスフォーメーション) 投資促進税制の概要について教えてください。

**ポイント**

ウィズ・ポストコロナ時代を見据え、デジタル技術を活用した企業革新(デジタルトランスフォーメーション:DX)を実現するためには、経営戦略・デジタル戦略の一体的な実施が不可欠である。このため、産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設し、DXの実現に必要なデジタル関連投資が対象となる。認定要件の概要は、以下のとおりである。

**A**

### 1. 対象となるDX投資の内容

産業競争力強化法に新たに創設された「事業適応計画」に従って導入され、主務大臣が認定したDXの実現に必要なデジタル関連投資が対象となる。

認定要件の概要は、以下のとおりである。

(1) デジタル (D) 要件

- ① 他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること
- ② クラウド技術を活用すること
- ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」を取得すること

(2) 企業革新 (X) 要件

- ① 全社の意思決定に基づくものであること
- ② 商品の製造原価が8%以上削減されること等
- ③ 生産性向上や売上高の目標の達成を定めること

- ・計画期間内、ROAが2014年～2018年平均を基準値として15%ポイント向上
- ・計画期間内、売上高伸び率が過去5年度の業績売上高伸び率+5%ポイント
- ④ 投資総額が売上高1%以上であること

**2. 税制措置等の内容**

本制度の適用要件、税制措置等の内容は、以下のとおりである（措法24の12の7①③④⑤、⑦～⑩）。

| 適用要件                                  | 税制措置等の内容  |
|---------------------------------------|---|
| 申請要件<br>他の法人等<br>その他の要件<br>期間<br>対象設備 | 納税義務者 西の甲の法人<br>事業適応計画の「事業適応計画」に関する認定を受け、対象設備が認定された事業に活用すること<br>令和5年3月31日まで<br>認定された事業の設備に基いて取得する、ソフトウェア、機械器具、建設費、建設費 |
| 税制措置等の内容                              | 税制措置 3%（グループ内の事業者とのデータ連携に係るものは5%）<br>特別税率 30%<br>設備投資の上限 300億円<br>税制措置の上限 「7～9条に定める投資促進税制（後述）」の合計で、年間法人税額の50%         |

564

565

詳細・お申し込みはコチラ → **第一法規 ストア** **検索** CLICK!

| 申込書〈第一法規刊〉                                  |   |    |
|---|---|----|
| 書名  | 価格                                      | 部数 |
| 令和3年度版<br>最新企業会計と法人税申告調整の実務<br>公認会計士による徹底解説 | [076067]<br>定価5,500円<br>(本体5,000円+税10%) | 部  |

**取扱い**

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX: 0120-302-640

\*弊社宛お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配達サービスといたします。  
また、お買上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配達送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。  
\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。  
(いずれかを✓で選択ください) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

|  |  |   |
|--|--|---|
| *代金引換手数料について<br>一回あたりご購入金額<br>(商品の税込価格+送料)の合計が | 1万円以下の場合、330円(税込)<br>3万円以下の場合、440円(税込)<br>10万円以下の場合、660円(税込) | *送料・代引き手数料を含む合計金額は、商品のお届時に<br>配送業者に現金でお支払いください。<br>その際、クレジットカードはご利用いただけません。 |
|--|--|---|

年 月 日

〒 ー

ご住所

〒 ー

事務所名

〒 ー

TEL ー ー

E-mail ー @

〒 ー

ご氏名 様

<お客様の個人情報の取扱いについて>  
お客様よりお預かりした個人情報、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)もしくはフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル■TEL 0120-203-696 ■FAX 0120-202-974